

第221回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項            案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【住民基本台帳事務（再評価）】</p> <p>3 報告事項            (1) 個別報告事項            報告案件1 開示・不開示判断支援サービスの技術検証について            (2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託）（45件）            (3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・消            ア 個人情報取扱事務開始届出書（4件）            イ 個人情報ファイル簿作成報告書（1件）            ウ 個人情報ファイル簿削除報告書（1件）            (4) 横浜市会報告資料（横浜市会個人情報の保護に関する条例第52条第2項）            個人情報取扱事務の委託（1件）</p> <p>4 その他            (1) 個人情報漏えい事案の報告（令和6年10月15日記者発表分）            (2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和6年11月27日（水）午後2時10分から午後3時30分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、三品委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>寺田委員</p>
<p>事務局</p>	<p>三島市民情報室長ほか</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項、報告事項及びその他について、了承する。            ・個別報告事項の報告案件1について「ローカルLLMの管理方法等に留意して技術検証を進めてほしい」と意見があった。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】            （事務局）第221回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、寺田委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、6名の委員に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。            （中村会長）ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。            議事に入る前に、私から一点御報告がございます。前回、第三者評価委員会から令和6年度実地調査報告書を受け取りました。先ほど加島委員長と私で、佐藤副市長に提出し、加島委員長から報告書の内容を説明しました。            副市長からは、第三者評価委員会の実地調査に対するねぎらいの言葉がありました。副市長も、個人情報の保護や漏えい防止が、市民からの信頼の基礎だ</p>

ということで、その重要性を非常によく理解しています。今回の報告書についても、全庁的に内容を周知していきたいと言っていました。

報告書はこの後記者発表され、市ウェブサイトにも掲載されます。

## 1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

第220回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

## 2 審議事項

案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【住民基本台帳事務(再評価)】(市民局窓口サービス課)

(中村会長) それでは、「2 審議事項」の審議に入ります。最初に案件1の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

ざっと見たところ、しっかりとした評価書になっているかと思えます。

(加島委員) システム標準化に伴い、人名外字についての問題は解決したのですか。

(所管課) 国は、元々は外字を使わないことにしていますが、国が定義した文字セットが使えないことも考えられるので、過途期には外字も少し残したまま、運用していきたいと思えます。

(加島委員) 今まで市で作った文字セットは、そのまま使えるようにはなっていますか。

(所管課) 新しい文字セットに変えられない場合には、そのまま使う必要もあるかと考えています。今、検討しているところです。

(三品委員) 最終的には、外字の運用をなくす方向ですか。

(所管課) はい。

(三品委員) ありがとうございました。

(大谷委員) 評価書については、細かい見直しが必要なところを丁寧に記述してもらっていると思えます。

今回、ガバメントクラウドの中からAWSを選定するというところで、選定の理由についても明記されています。

世間では、ガバメントクラウドの中で、AWSのひとり勝ち状態であるといわれています。ほかにも認定事業者が複数ある中で、どのようなところがAWSのメリットと感じましたか。見解を聞ければと思えます。

一昨年の10月にデジタル庁からガバメントクラウドの認定基準が示されています。元々ISMAP基準を満たすクラウドサービスプロバイダから選定されており、ほとんどが外資の事業者です。これらのクラウドサービスは、データセンターの物理的な所在地が日本国内にあることと、情報資産の国外への持ち出しができないものとなっています。バックアップも含めて国外には出せないという制限に応じてくれている外資がメインです。

日本のクラウドサービスも認められていますが、そことどのような差異を感じていますか。

元々国は、持続可能性を考えて、汎用品に該当するクラウドサービスを選定しているということですが、合理的な理由があれば、セキュリティ対策の追加についても、デジタル庁が窓口になり、クラウドサービスプロバイダと協議できます。そのような協議が必要な事項があれば、それについても教えてください。

世間では、ドキュメント整備の点でAWSのメリットが非常に大きいといわれています。導入の手续について分かりやすく、エンジニアとのコミュニケーションが充実しているとされます。そういったメリットを実感しての選定でしょうか。

(所管課) まず、令和8年1月に向けた確実な移行が可能であることが、大前提にあり、また、それに見合うセキュリティが確保されている点が、採用理由です。

システムの移行を委託している事業者からは、先行事業でAWSの利用実績があり、安定したシステム提供や個人情報の保護が見込まれるという理由で、AWSの採用について提案をもらいました。

そうした確実な移行と、個人情報保護も含め、移行後のシステムの安定運用を見据え、採用しました。

システムの運用を開始し、実際にエンジニアとのコミュニケーションが充実しているのかといったところは、常に評価していかなければならないとは考えています。運用開始後も引き続き確認をしていきたいと思えます。

(中村会長) 採用に当たり、他社のクラウドサービスは検討しましたか。

(所管課) 今回、住民記録システムの移行事業者を、プロポーザルにより採用しています。提案事業者は今回採用した事業者のみで、複数の事業者との比較にまでは至っていませんが、移行事業者の実績を評価した上で決定しました。他の政令市等の実績についてはAWSが一步リードし、採用率で1位になっていることは承知しています。

(大谷委員) やはり横浜市ほどの規模になると、どこの事業者も簡単に手を出せるところではありません。確実に移行を済ませ、大量のデータを扱っている観点からは適切な選択をしたのではないかと感じています。

ただ、実際にエンジニアとのコミュニケーションを開始する中でやりにくさ等がある可能性もあります。クラウド事業者との責任分界点等もデジタル庁が一応ロジカルに決めて公表していますが、実務が全てそのとおりに進むとも限りません。接続サービスとの兼合いも出てくると思えます。途中で行き詰まりを感じた場合には、できるだけ私どもにも情報共有していただき、必要に応じて横浜市のような大きい自治体が政府に要求していくことも必要だと思います。

(後藤委員) 大谷委員からの意見は非常に貴重なものだと思います。私も技術的観点でクラウドサービスに関わっています。

ガバメントクラウドの場合、事業者が提供する部分の基本的なセキュリティ力が、第一に必要です。その上に、どのようなポリシーで使うべきか、デジタル庁を中心にルールをまとめて、ガードレールを示しています。

横浜市はそのガードレールに則って適切に使いこなすことが必要になります。そこをしっかりとすれば、十分なセキュリティは担保できます。コミュニケーションを事業者としっかりと取り、AWSが提供しているガバメントクラウドとしての機能、それを使いこなすための横浜市の技術という要件をしっかりと打ち出してもらえれば、適切に安全に使えるのではないかと思います。

実態としてどうなのかというのは大谷委員が言ったとおりですが、実績等も含めてAWSが頭一つ抜き出しています。

私も何らかの形で国産のクラウドサービスの普及を考える立場ですが、唯一認められているさくらクラウドも、国から課題を出されている状況です。おそらく今の段階では横浜市として使用するの難しいだろうと思います。

ガードレールとしてはAWSでまず評価して実績がつくられています。米国政府も同じです。横浜市のように責任が大きい自治体にとっては、AWSを使うことが適切な判断だと思います。

システムを運用する際の、実際のオペレーションがより大事だと思います。実際に設計した後運用するための準備、運用の体制を横浜市として整備し、運用していただければ、市民にとって安心安全なシステム環境になると思います。

(中村会長) ほかに意見がなければ、附帯意見の取りまとめに入ります。今、挙げていただいた意見を附帯意見としますか。AWSを採用することについて、審議会としても理解しながら、運用していくための準備や体制の確保が重要であることについて、附帯意見として付けたほうがいいでしょうか。

(後藤委員) 今回は、評価書の記載に関する審議になるので、附帯意見とする必要はないと思います。今後に関わる議論において、私どもが適切に運用できているかの確認をしていくほうが大事なかなと思います。

(中村会長) 大谷委員はそれでいいですか。

(大谷委員) 大丈夫です。附帯意見とするまでもなく、述べられたとおりにやり遂げてもらうということであれば、今回の審議の意味は十分に果たせるのではないかと思います。

(中村会長) 今日出た意見を参考に運用に努めてください。それでは、附帯意見は特にないということで、案件1を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認とします。

### 3 報告事項

#### (1) 個別説明事項

報告案件1 開示・不開示判断支援サービスの技術検証について(市民局市民情報課)

(中村会長) 次に、「3 報告事項」の(1)個別報告事項の説明を行います。報告案件1「開示・不開示判断支援サービスの技術検証について」の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明のありました、報告案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) この会社は、開示か非開示かを判定するAIの開発をするのに、もともと検索エンジン等は持っているのですか。

(所管課) いいえ、持っていません。

(加島委員) こちらのデータを基にエンジンをつくるのですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 50件だけではすごく少ないと思います。

(所管課) 開示請求の決定に対して審査請求が出ていたりすると、それについて答申が出ます。その答申のデータは誰でも検索できます。あらかじめ、その答申や我々のマニュアルを提供し、これらの情報を事前に読み込ませたAIが適切な反応が返ってくるかの検証を今、行っています。

(加島委員) 検証で50件使うのですね。

(所管課) そのとおりです。

(加島委員) エンジンは開示になった文書を利用して作るのですね。

(所管課) そのとおりです。

(後藤委員) テストデータを使い、最後に消去するとのことでした。「個別報告事項資料」のP5を見ると、テストデータを入れてみて結果を確認するのだと思います。テストデータに関する情報はLLM用PCに残るのかと考えています。毎日消去するというのは、LLM用PCを再度作り直すのであればいいですが、ログが残るとすると、最後の消去の仕方に関して具体的にどこまで議論していますか。

(所管課) 端末用PCにデータ自体を落とす形になります。行政文書のデータがLLM用サーバーに移ったり、残ったりはしない仕組みになっています。あくまで端末用PCのみにデータを置きます。

AIに判断してもらった結果を見て、我々又は協定を結んだ事業者が、AIの指示出しの方法についてチューニングをします。また、別の文書を読み込ませて、期待する応答が返ってくるか検証を行います。

(事務局) ノウハウのようなものだけがLLM用PCに行くわけですか。

(所管課) そうです。AIが、「この部分は黒塗りだ」と判断するための指示だけをLLM用PCに残し、基本的に行政文書のデータは端末用PCから出ることはありません。

(後藤委員) AIが学んだときのログのようなものは個人情報そのものではないですが、非常に厳密にいうと、そこから再構成できるのではないかという点が、今議論になっています。結して簡単なことではありませんが、人間が「これこれはどうか」と質問したときに、「○」とか「×」と答えたものは残っていますので、そのような情報から元のデータを再構成できるのではないかということが、AIに関する研究のテーマになっています。現状、少しリスクが残っていると考えられています。

今回のような基礎データの段階のものを気にすべきかどうかは確かに微妙です。リスクゼロを前提とすると、システムそのものが使いつらくなるのですが、実験が終わった後のLLMの扱いについて、きちんと契約しておくほうが本当は望ましいです。

(所管課) 持ち帰り、事業者と共有します。

(事務局) 御指摘ありがとうございます。

(後藤委員) 研究のひとつの方向性だと思ってもらって構いません。

(加島委員) 後藤委員が言ったことは本当に重要なことだと思います。今回、実証実験ということでやりますが、今後使われていくと、機械が学習していくのですよね。生データがどんどん入ってきます。今後実際にAIを使用したときに、後藤委員が言ったことが問題になるということですよ。

(後藤委員) そのためにも、ローカルLLM自体を横浜市が管理するのが望ましいです。事業者に手伝ってもらえるのはもちろんですが、これを勝手に持ち出して違う目的にも使うことがないようにすることが必要です。入力するデータに関してはしっかり安全確保されていることは理解しています。この先、AIが少し賢くなったところで悪用をされてしまうことがゼロではありません。

しかし、あくまでも「ゼロではない」程度の認識でよいと思います。あまり気にしすぎるとAIを何にも使えなくなってしまいます。

(大谷委員) 本当に、AIというのは思いもよらぬような動きをしてどんどん賢くなります。想像を超えた動きをしてくるのかなと思っています。

今回、「ELYZA」を使うようです。公表されているバージョンよりも高めのバージョンを使うということなので、確かに予測を超えた賢さになっていくことも考えられるのかなと思います。

PoC環境内に、投げ込むデータが50件程度です。少なくとも氏名等はマスキングした上で臨むこともできると思います。

今回、マスキングはしないという理解で合っているでしょうか。マスキングしたとしても、十分な検証は図れるのではないのでしょうか。しない理由を教えてください。

(所管課) 今回、AIの性能としてどこまでの応答を返せるか、我々のほうで検証・評価していくのも一つの目的になっています。

例えば、今の段階ではマスキングしないで渡したデータでも、片方は開示でもう一方は不開示で返ってくる、というような差異も見られています。その原因が何かを突き止め、どのような指示出しをしていけば、より精密なAIにしていけるのかの研究を、実証実験の場で行っていきたいと考えています。

できる限りマスキングしない行政文書を渡し、どういうものがAIで判断できる守備範囲になってくるのかも検証したいと思っています。そのため、今のところそのままの形で渡して判断してもらっています。

(大谷委員) 生データを渡す意図については承知しました。民間事業者が行うマスキングは、たいていの場合、別人の名前に差し替える、というような意味でのマスキングです。人名だと理解できるような形で他の文字にしたりします。普段のユーザーテストをするときには、普段使わないような漢字に置き換えたりします。このようなAIを利用しようとするときには、人の名前風な形にする場合はあります。

安全な環境であれば、とりあえず 50 件ぐらいやっても大丈夫かなという感触を持ちつつ、民間事業者でそこまでやるのは驚きでした。

もともと外に出ず、限定された環境で実施されるとのことなので、それほど不安は大きくないと思いますが、一定の加工をした上で実証実験を行うことも選択肢ではないかと思っています。十分な労力をかける時間が難しいので、できるだけ生のものでも反応を見たいという理由も分からないではないです。「絶対にマスキングしろ」とか、「別人の名に置き換えろ」と言うつもりはないですが、色々な方法があるということで、発言しました。

(事務局) 更に学習させる必要があるときにはそういう工夫もできるのかもしれませんが。

(所管課) 練習問題のような形で、事前に渡すときは、名前風のものが記載された文書を作ってみたりしていました。生のものを読み込ませると応答の精度が違ってきます。今後、一つの手法として検討したいと思います。

(中村会長) 生のものというのは、過去に行政文書として存在したものを使うという意味でしょうか。書式や年月日はそのまま置くとして、実在する個人名ではなく、違う名前に変えるような加工もしないで生で出すということですか。

(所管課) 今まで開示請求の対象になった文書をそのまま渡してみても、開示請求の対応をしたときと同じ結果が出るのかどうかという観点でやってみたりしています。

(中村会長) 結果の比較をしてみたいからということもあるのですか。

(所管課) そのとおりです。

(事務局) 今回、我々としては、全ての作業を市庁舎の執務室内で行うため、安心感を持っていました。その生データが持ち出されることはありません。ネットにも接続しないパソコンで行われるので、第三者に盗まれることもありません。リスクは少ないほうが望ましいので、本当に生データでなければいけないか、今後は考えたいと思います。

本市に対しての開示請求は、年間 3,000~4,000 件あります。AI の判断を参考にして作業をしてもらえると、相当の事務作業の軽減が見込まれます。もしこれが商品化されて全国で販売されると、同じ悩みを抱える自治体の事務が相当楽になるだろうと思います。また、成果を御報告したいと思います。

(中村会長) どこまでの判断ができるように、学習させる予定ですか。非開示の理由の一つとして、試験や訴訟に関するものがあります。「これについて訴訟を行っている」ということが分からないと、それを非開示にする判断はできないような気もするのですが。

(事務局) 今の段階で目指しているのは、AI から割と幅広く「ここは非開示部分ではないか。こういう理由があるのではないか」という提案をしてもらうことです。我々市役所の中で生成AI を使うときも、「必ず人の目でチェックをしてから成果物を使用するように」という通知が出ています。提案してもらったものを職員が見て「確かにこれは非開示部分だからそのまま残そう。これは訴訟も提起されていないから、黒塗りを外しても大丈夫」という形で判断をした上で実際に開示の決定に向かっていくというような、判断の支援をするツールという形で開発できればと考えています。

(中村会長) 回答ありがとうございました。

ほかに、特に意見がなければ、意見の取りまとめに入りたいと思います。ローカルLMの管理をどうするかというのは非常に重要な問題です。その点について検討や配慮をしてもらいたいというアドバイスを付けた上で承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) 御報告ありがとうございました。

### 3 報告事項 (2) (3) (4)

#### 4 その他 (1) (2)

(中村会長) 次に、「3 報告事項 (2)、(3)、(4)」、「4 その他 (1)、(2)」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

書面報告事項について質問です。市立学校等が事務を業務委託するときには、この報告の対象になっているのですか。

(事務局) 令和5年の制度開始当初は、学校単位でも報告書を出してもらっていたので、5月、6月の審議会では学校からの報告書を資料に載せておりました。

ただ、市内に数百校あるので、学校単位で報告をしてもらうと、ただでさえ膨大な報告が倍以上になってしまいます。教育委員会事務局総務課と調整して、現在では同課で四半期ごとに取りまとめてもらい、報告をしているのが現状です。

(中村会長) 回答ありがとうございます。続いて、「漏えい事案の報告」についての質問です。今回の個別の漏えい報告を見ていると、ダブルチェックはしたけれども、ミスが生じているものがあります。箱を置いて、チェックしたものをこちらに移す作業をしていれば今回の事故は防げたのでしょうか。それとも、ダブルチェックをしても更にそこにミスが入り込んでしまう可能性があるのでしょうか。

(加島委員) 前に調査に行ったところでは、作業をする2人がどちらも事務に慣れてきてしまい、実際にはチェックが機能していないためにミスが起きたことがあります。大量の書類を全部封筒に入れて、封筒の表書きと中身のチェックをしているのですが、2人ともちゃんと中身を見ないで入れてしまっていました。

(事務局) ダブルチェックを漫然と行ってしまったというパターンかと思います。

(加島委員) ある民間企業では、ダブルチェックを一切やめたところがあると聞いたことがあります。1人の責任にしたほうが、事故が少なくなり、ダブルチェックを行うと、誰かチェックしてくれるからと甘く見てしまうため、一時期だけそういうことをしたことがあり、全責任を負わされるということで、ある程度効果があったようです。ダブルチェックもよしあしがあります。

(事務局) 今回の事案も、クリアファイルのところにその人宛ての書類を継続して蓄積していくものでした。その都度クリアファイルに入れるときには確認していましたが、実際に発送するまでに大分時間があいてしまい、発送の直前に

	<p>は、ダブルチェックを行いませんでした。そのために違うものが入っていて送られてしまいました。ダブルチェックのタイミングについて、きちんと考えなければならないのだらうと思います。</p> <p>(加島委員) 区役所の場合は、16 時頃に郵便物を郵便局員が取りに来ます。それ間に合わないとならば 3 日後になる場合もあるようです。「今日中に発送しないといけない」となると、ものすごい速度でチェックを行うので、ミスが起きます。</p> <p>(事務局) 確かに、区役所だと集配時間が決まっているので、焦ってチェックを行う、ということがあります。</p> <p>(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) &lt;異議なし&gt;</p> <p>(中村会長) それでは、了承といたします。</p> <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございます。</p> <p>本日、実地調査報告書を副市長提出しましたが、報告書については、「丁寧にまとめてもらった。まとめただけではもったいないので色々な課の人にやってもらうよう取り組んでほしい」と言われました。</p> <p>報告書はイントラネットで庁内に共有しますが、10 枚 20 枚の報告書を読んでもくれるかという、難しいと思います。今、完潔にまとめたピラを作り、私と課長で手分けして各区局を回り、周知しています。</p> <p>情報公開に関する A I の活用については、貴重な提言をありがとうございました。先生方の質問の意味も把握しきれていないところがあり、お恥ずかしい限りでしたが、横浜市だけでなく全国で役に立つサービスになるのではないかと思いますので、また是非アドバイスをいただきたいと思います。</p> <p>次回の日程は、令和 7 年 1 月 29 日水曜日の、午後 2 時から、本日と同じく WEB 会議での開催となります。</p> <p>接続の確認のため、開始の 15 分前には、WEB 会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p><b>1 資料</b></p> <p>(1) 第221回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第221回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p><b>2 特記事項</b></p> <p>次回は令和 7 年 1 月 29 日 (水) 午後 2 時から WEB 会議の方法により開催予定</p>

本会議録は令和 7 年 1 月 29 日第 222 回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。